

低炭素建築物新築等計画の認定に必要な書類等

低炭素建築物新築等計画の申請に必要な書類は、以下のとおりです。

登録住宅性能評価機関等において事前に適合証の発行を受けたものについては、提出部数は正・副各1部（合計2部）です。（事前に適合証の発行を受けていないものについては、副を2部用意（合計3部）してください。）

※	図書の種類	部数		明示すべき事項
		適合証有	適合証無	
1	認定申請書	正・副各1部	正1部 副2部	規則第5号様式（第1面～第4面） 第3面は共同住宅等又は複合建築物の住戸認定を行う場合は、住戸ごとに作成すること。
2	委任状	1部	1部	申請者が手続きを他者に委任する場合
3	適合証	原本又は写し (注)	—	登録住宅性能評価機関等が交付する適合証
4	設計内容説明書	2部	3部	建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が基準に適合するものであることの説明
5	付近見取図	2部	3部	方位、道路及び目標となる地物
6	配置図	2部	3部	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、空気調和設備等及び空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備（低炭素化設備）の位置、建築物の緑化その他の建築物の低炭素化のための措置（低炭素化措置）
7	仕様書（仕上表を含む。）	2部	3部	部材の種別、寸法、低炭素化設備の種別、低炭素化措置の内容
8	各階平面図	2部	3部	縮尺、方位、間取り、各室の名称、用途及び寸法、天井の高さ、壁の位置及び種類、開口部の位置及び構造、低炭素化設備の位置、低炭素化措置
9	床面積求積図	2部	3部	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
10	立面図	2部	3部	縮尺、外壁及び開口部の位置、低炭素化設備の位置、低炭素化措置
11	断面図又は矩計図	2部	3部	縮尺、建築物の高さ、外壁及び屋根の構造、軒の高さ、軒及びひさしの出、小屋裏の構造、各階の天井の高さ及び構造、床の高さ及び構造、床下及び基礎の構造
12	各部詳細図	2部	3部	縮尺、外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種別及び寸法

13	各種計算書	2部	3部	建築物のエネルギーの使用の効率化その他の性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容
14	第54条第1項基準に適合することの確認に必要な書類	2部	3部	第54条第1項基準への適合性審査に必要な事項
15	機器表	2部	3部	<p>空気調和設備（熱源機、ポンプ、空気調和器その他の機器の種別、仕様及び数）</p> <p>空気調和設備以外の機械換気設備（給気機、排気機その他これらに類する設備の種別、仕様及び数）</p> <p>照明設備（照明設備の種別、仕様及び数）</p> <p>給湯設備（給湯器の種別、仕様及び数、太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、仕様及び数、節湯器具の種別及び数）</p> <p>空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備（空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備の種別、仕様及び数）</p>
16	仕様書	2部	3部	昇降機（昇降機の種別、数、積載量、定格速度及び速度制御方法）
17	系統図	2部	3部	<p>空気調和設備（空気調和設備の位置及び連結先）</p> <p>空気調和設備以外の機械換気設備（空気調和設備以外の機械換気設備の位置及び連結先）</p> <p>給湯設備（給湯設備の位置及び連結先）</p> <p>空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備（空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備の位置及び連結先）</p>
18	各階平面図	2部	3部	<p>空気調和設備（縮尺、空地調和設備の有効範囲、熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の位置）</p> <p>空気調和設備以外の機械換気設備（縮尺、給気機、排気機その他これらに類する設備の位置）</p> <p>照明設備（縮尺、照明設備の位置）</p> <p>給湯設備（縮尺、給湯設備の位置、配管に講じた保温のための措置、節湯器具の位置）</p> <p>昇降機（縮尺、位置）</p> <p>空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備（縮尺、位置）</p>
19	制御図	2部	3部	<p>空気調和設備（空気調和設備の制御方法）</p> <p>空気調和設備以外の機械換気設備（空気調和設備以外の機械換気設備の制御方法）</p> <p>照明設備（照明設備の制御方法）</p>

				給湯設備（給湯設備の制御方法） 空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備（空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備の制御方法）
20	機器表	2部	3部	空気調和設備（空気調和設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法） 空気調和設備以外の機械換気設備（空気調和設備以外の機械換気設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法） 照明設備（照明設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法） 給湯設備（給湯器の種別、位置、仕様、数及び制御方法、太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法、節湯器具の種別、位置及び制御方法） 空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備（空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法）

※ 低炭素建築物新築等計画の認定申請をする場合には 1～19 の図書を添付してください。ただし、当該計画に住戸が含まれる場合には、当該住戸については、15～19 の図書に代えて 20 の図書を添付してください。

（注）原本は副に添付してください。

- ① 建築確認申請を低炭素建築物新築等計画の認定申請と併せて提出される場合は、別途建築確認申請に必要な書類及び添付図書が必要になります。
なお、この場合、添付図書及び部数は、通常の建築確認申請と同様です。

- ② 正本添付図書は、登録住宅性能評価機関等による技術審査が終了した旨の確認印が押印されたものとなります。

お問い合わせ先

担当課：佐賀県県土整備部建築住宅課建築指導担当

住 所：佐賀市城内1-1-59

電 話：0952-25-7165

F A X：0952-25-7316